

平成31年度移住促進団体活動推進事業提案募集要領

岐 阜 県

1 目的

岐阜県では、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるため、「清流の国ぎふ創生総合戦略」において、平成31年度から5年間で7000人の移住者を呼び込むことを目標の一つとし、移住定住対策に取り組んでいる。

移住定住の推進には、それぞれの地域における活動やそのための受入体制の充実が重要であり、現在も、県内各地域において様々な団体が、地域資源等を活用しながら、移住定住に関する活動を企画・実施している。こうした動きを加速するため、地域で活動する団体から移住定住の促進に資する事業の提案を募集し、効果が期待できるものについて県から当該団体に委託することにより、提案に基づく事業を実施するとともに、優良な事例を他地域に波及させ、本県への移住に関する情報発信の強化と、地域の受入体制の充実を図る。

2 応募団体

本事業に応募できる「団体」は、移住定住の促進に係る取組みを実施している次のいずれかの団体又は複数の団体で構成される団体（以下「共同体」という。）とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とする法人は除く。）であって、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
 - ②事業の趣旨・目的を十分に理解し、そのPRや普及活動に積極的に取り組むことができること。
 - ③宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - ④特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下でないこと。
 - ⑥実施事業の公表に異議がないこと。

- (2) 県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体（営利を目的とする団体は除く。）であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ①前（1）の①から⑥の要件をすべて満たすこと。
 - ②団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。

③団体の意思決定方法が定められていること。

④団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

※ なお、共同体で参加する場合にあっては、すべての構成員が上記（１）又は（２）を満たしていること。

3 募集する提案

（１）事業の内容

本県への移住定住の促進に資するものであって、次の効果が期待される先進性が高い取組みとする。なお、国、自治体等の補助金及び委託等により実施する事業を除いた当該実施団体等の独自事業であること。

【効果が期待される取組みの例】

- 移住検討時に重視されやすい「仕事」の創出、確保、マッチング等の支援
- 地域経済の担い手等の育成
- 移住前後に移住者が不安に感じる人が多い「地域との関わり」のサポート
- 地域活動団体の受入体制の強化や広域連携
- 地域課題や移住者の多様なニーズ等に対応した支援 等

なお、平成31年度、県が重点的に進める以下のテーマに関して、優先枠として3枠を設定するとともに、当該テーマを優先するポイント加算を行うこととする。

【優先枠の設定等を行うテーマ】

- 移住者向けの継業(事業承継等)支援に関するもの
- 移住定住の促進に資するテレワーク・ワーケーションに関するもの

（２）事業実施の条件

実施事業について、受託者は県の要請に応じて、県が行う研修会等において、その経過又は結果を、事業完了後に発表・報告し、他団体等と共有するものとする。

（３）委託金額

1件あたりの事業費は800千円を上限とする。

なお、1団体あたりの提案数（契約数）は2件を上限とする。

（４）委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組みの実施に要する経費であって、別紙1に掲げるものとする。

なお、用地の取得費、施設整備費、営利のみを目的とした取組みに係る経費、団体の通常の運営経費等、提案のあった取組みの実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組みに係る経費、国及び県等により別途、補

助金、委託費等が支給される取組みに係る経費は原則として対象としない。

(5) 実施期間

本事業として実施する取組みは、特別事情があるものを除き原則として、令和2年1月末までに事業完了可能なものとする。

(6) 審査及び選定基準

①審査

ア 提案書の審査は、「移住促進団体活動推進事業委託業務」提案審査会議（以下「審査会議」という。）が行う。

イ 審査会議の結果に基づいて予算の範囲内で事業を採択し、その結果を応募者に通知する。

②選定基準

別紙2「移住促進団体活動推進事業委託業務審査項目及び審査内容」のとおり。

(7) 提案内容の確認・修正

審査及び選定は提出された提案書及びヒアリング等に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼することがある。

また、委託先候補の決定後、審査会議の意見等を踏まえ、必要に応じて契約締結時までに県と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(8) 審査結果の通知及び公表

審査会議の結果は、提案団体に対して通知するとともに、清流の国推進部地域振興課のホームページ上にて公表する。

4 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提案書類一式を8部（1部は正本、7部は副本）提出すること。なお、提案書類は、原則として返却しない。

- ①様式1（Word形式）：提案書
- ②様式2（Excel形式）：事業実施計画工程表
- ③様式3（Excel形式）：概算見積額の内訳
- ④様式4（Word形式）：団体概要書
- ⑤様式5（Word形式）：誓約書
- ⑥様式6（Word形式）：社会的課題への取組み
- ⑦補足資料（様式自由）：その他提案を補足する資料を添付することができる。

5 募集期間・提出方法

(1) 募集期間

募集開始の日から平成31年（令和元年）5月10日（金）12時00分まで

(2) 提出方法

提出書類は「11 提出先・問い合わせ先」に郵送又は持参により提出すること。

なお、締切日までに提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに連絡するとともに、変更後の提案書類を提出すること。

(3) 募集要領に関する質問書の受付及び回答の公表

提案募集にあたって質問事項がある場合は、4月24日（水）12時までに、質問書（様式7）を「11 提出先・問い合わせ先」に、郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。

なお、質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、清流の国推進部地域振興課のホームページ上にて公開する。

6 応募に際しての注意事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本要領に違反すると認められる場合
- ⑤その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

7 ヒアリング等の実施

募集期間の終了後、提案内容について、審査会議等により提案団体からヒアリング等を実施する。ヒアリングの日時は別途通知する。（5月下旬実施予定）

8 契約の締結

県が選定した提案の応募者（委託先候補）との間で、委託事業に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、審査会議等の意見を踏まえて内容を改変した上で契約を締結することがある。

9 成果報告書の提出・事業完了

契約終了にあたり、完了届、当該年度の委託事業に要した経費及び事業成果を記載した「成果報告書」及びその概要版を以下のとおり作成すること。

(1) 成果報告書の内容

成果報告書については、取組経緯、事業内容、事業プロセス、事業の成果、今後の取組方針、その取組みを実施していく上での課題・解決方策の抽出等を含むものとする。特に、事業プロセスについては、他の団体が参考とできるよう、できるだけ具体的に記述すること。

なお、報告書の内容については外部に公表するものとする。

(2) 提出方法

紙媒体2部、データ(pdf形式)一式を「11 提出先・問い合わせ先」に提出すること。

(3) 提出期限

令和2年2月20日(木)

※ただし、特別な事情があると県が認めた事業はこの限りではない。

10 留意事項

(1) 業務の一括委託の禁止

受託者は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

事業主体は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

11 提出先・問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部 地域振興課 移住定住係 担当者：荒川
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1(県庁3階)
TEL：058-272-8078
FAX：058-278-3530
E-mail：c11143@pref.gifu.lg.jp

委託対象経費の範囲（募集要領3(4)関係）

費目	説明	具体例
旅費・交通費	委託業務の遂行に必要な旅費・交通費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・出席者に供する飲食物(華美なものを除く) ・資料作成費(会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費)等
講師等謝金	委託事業の実施にあたり必要な講師等に支払う報償費及び費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの講師、ゲストスピーカーへの報償費、費用弁償 ・体験ツアーの案内人等への報償費、費用弁償 ・取材等に協力した移住者等への報償費、原稿料 ・移住者等への助言を行う外部アドバイザーへの報償費、費用弁償等
使用料	委託事業の実施にあたり必要なイベント会場の使用やバスの借上げ等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの会場費(音響、冷暖房費等含む) ・体験ツアーバス借上げ料 ・移住者と地域住民の交流会の会場費等
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの) ・ノベルティ(委託事業の参加者等に配布するもの) ・調査等に係る燃料費等
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費 ・切手代、郵送料等
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の追跡調査等に要する経費 ・アンケート調査費 ・研修受講費等
印刷製本費	委託事業の遂行に必要な印刷物の印刷・製本等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子、チラシ等の作成のための経費 ・Webページ、SNSページ等の作成のための経費 ・契約に基づいて県に提出する、成果報告書等の作成のための経費等
広告費	委託事業の遂行に必要な広告等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌、Web広告等の掲載費等
商品開発費	委託事業の遂行に必要な地域資源の活用等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の試作等に要する経費 ・地域の魅力を体感してもらうイベント、ツアー等の造成費等
その他経費	上記以外の経費は県と協議のうえ決定する	

移住促進団体活動推進事業委託業務審査項目及び審査内容

審査項目及び審査内容	配点
1 提案内容の有効性及び実現可能性	55点
(1) 事業の目的・必要性、目標及び内容について ① 事業の必要性が高く、かつ本事業の趣旨に沿った目的及び目標であるか。 ② 事業の内容は、当該地域の移住定住を促進するのに有効なものであり、具体的かつ実現可能なものであるか。	10点
(2) 事業の先進性・新規性について 他地域の模範となる先進的かつ新規な取組みであるか。	20点
(3) 事業の汎用性について 地域の条件や特色を的確に把握し、同様の条件や課題を抱えた他の地域でも今後実施することが可能な手法による取組みであるか。	10点
(4) 事業の継続性について ① 委託経費の積算は適切であり、費用対効果が高い取組みであるか。 ② 当該地域への移住定住の促進に取り組むための中長期的な計画を有しているか。	5点
(5) 事業の発展性について ① 事業の成果について、客観的・定量的に把握するための検証体制が確立されているか。 ② 検証で抽出した課題等を踏まえ、その後の取組みの改善・発展につなげるための仕組みを有しているか。	5点
(6) 県の重点課題への取組みについて 以下に該当するテーマであるか。 ・移住者向け継業（事業承継等）に関するもの ・移住定住の促進に資するテレワーク・ワーケーションに関するもの	5点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力	25点
(7) 事業の実施体制 事業を効果的かつ計画的に実施する体制が整っているか。	10点
(8) 市町村等との連携・協力 事業の実施に当たり、市町村、受入団体等との連携・協力できる体制が整っているか。	10点
(9) 社会的課題への取組み 「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点
計	80点

